
第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

平成 18 年 3 月 30 日 (木曜日)

議事日程

平成 18 年 3 月 30 日 午前 9 時 53 分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 9 号 大山町に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第 3 議案第 10 号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 11 号 大山町風力発電事業基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 12 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 6 議案第 13 号 大山町退休寺高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議案第 14 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 15 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 大山町長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 17 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 18 号 農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 19 号 大山町人権交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 20 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 21 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 22 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 23 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 24 号 大山町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 25 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 19 議案第 26 号 平成 18 年度大山町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 27 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 29 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 30 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 24 議案第 31 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 25 議案第 32 号 平成 18 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算

- 日程第 26 議案第 33 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 34 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 28 議案第 35 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 29 議案第 36 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 37 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 38 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 39 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 40 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 41 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 42 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 43 号 平成 18 年度大山町中山財産区特別会計予算
- 日程第 37 議案第 44 号 平成 18 年度大山町上中山財産区特別会計予算
- 日程第 38 議案第 45 号 平成 18 年度大山町下中山財産区特別会計予算
- 日程第 39 議案第 46 号 平成 18 年度大山町逢坂財産区特別会計予算
- 日程第 40 議案第 47 号 平成 18 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 41 議案第 48 号 平成 18 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 42 議案第 67 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 43 発議案第 1 号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 44 陳情第 1 号 「外国人の受け入れに関する意見書」の提出を求める陳情
- 日程第 45 発議案第 2 号 外国人の受け入れに関する意見書
- 日程第 46 陳情第 3 号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情
- 日程第 47 陳情第 4 号 最低賃金制度の改正を求める陳情
- 日程第 48 陳情第 5 号 パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情
- 日程第 49 陳情第 6 号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情
- 日程第 50 陳情第 9 号 「市場化テスト法案」に関する意見書採択についての陳情
- 日程第 51 発議案第 3 号 真の地方分権改革に関する意見書
- 日程第 52 陳情第 7 号 障害者が必要な福祉サービスを受けるための条件整備についての陳情
- 日程第 53 平成 17 年陳情第 17 号 町道認定と拡幅改良整備についての陳情
- 日程第 54 陳情第 2 号 名和統合小学校建設工事発注についての陳情
- 日程第 55 陳情第 10 号 平成 18 年度公共工事量確保についての陳情
- 日程第 56 発議案第 4 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書
- 日程第 57 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 8 号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 9 号 大山町に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第 3 議案第 10 号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 11 号 大山町風力発電事業基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 12 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 6 議案第 13 号 大山町退休寺高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議案第 14 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 15 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 大山町長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 17 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 18 号 農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 19 号 大山町人権交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 20 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 21 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 22 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 23 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 24 号 大山町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 25 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 19 議案第 26 号 平成 18 年度大山町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 27 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 29 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 30 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 24 議案第 31 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 25 議案第 32 号 平成 18 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 33 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 34 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 28 議案第 35 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計予算

- 日程第 29 議案第 36 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 37 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 38 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 39 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 40 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 41 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 42 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 43 号 平成 18 年度大山町中山財産区特別会計予算
- 日程第 37 議案第 44 号 平成 18 年度大山町上中山財産区特別会計予算
- 日程第 38 議案第 45 号 平成 18 年度大山町下中山財産区特別会計予算
- 日程第 39 議案第 46 号 平成 18 年度大山町逢坂財産区特別会計予算
- 日程第 40 議案第 47 号 平成 18 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 41 議案第 48 号 平成 18 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 42 議案第 67 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 43 発議案第 1 号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 44 陳情第 1 号 「外国人の受け入れに関する意見書」の提出を求める陳情
- 日程第 45 発議案第 2 号 外国人の受け入れに関する意見書
- 日程第 46 陳情第 3 号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情
- 日程第 47 陳情第 4 号 最低賃金制度の改正を求める陳情
- 日程第 48 陳情第 5 号 パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情
- 日程第 49 陳情第 6 号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情
- 日程第 50 陳情第 9 号 「市場化テスト法案」に関する意見書採択についての陳情
- 日程第 51 発議案第 3 号 真の地方分権改革に関する意見書
- 日程第 52 陳情第 7 号 障害者が必要な福祉サービスを受けるための条件整備についての陳情
- 日程第 53 平成 17 年陳情第 17 号 町道認定と拡幅改良整備についての陳情
- 日程第 54 陳情第 2 号 名和統合小学校建設工事発注についての陳情
- 日程第 55 陳情第 10 号 平成 18 年度公共工事量確保についての陳情
- 日程第 56 発議案第 4 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書
- 日程第 57 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 8 号）
- 日程第 58 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（21名）

1 番	近 藤 大 介	2 番	西 尾 寿 博
3 番	吉 原 美 智 恵	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	敦 賀 亀 義	6 番	森 田 増 範
7 番	川 島 正 寿	8 番	岩 井 美 保 子
9 番	秋 田 美 喜 雄	10 番	尾 古 博 文
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	二 宮 淳 一	16 番	椎 木 学
17 番	野 口 俊 明	18 番	沢 田 正 己
19 番	荒 松 廣 志	20 番	西 山 富 三 郎
21 番	鹿 島 功		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 口 隆 之	助役 ……………	田 中 祥 二
教育長 ……………	山 田 晋	大山支所長 ……………	田 中 豊
中山支所長 ……………	河 崎 博 光	総務課長 ……………	諸 遊 雅 照
人権推進課長 ……………	近 藤 照 秋	住民生活課長 ……………	福 田 勝 清
福祉保健課長 ……………	松 岡 久 美 子	産業振興課長 ……………	渡 辺 収
地域整備課長 ……………	押 村 彰 文	税務課長 ……………	坂 田 修
学校教育課長 ……………	高 見 晴 美	社会教育課長 ……………	麴 谷 昭 久
観光商工課長 ……………	福 留 弘 明	水道課長 ……………	小 西 正 記
農業委員会事務局長 ……………	高 見 公 治	企画情報課長 ……………	後 藤 透

午前9時53分開議

開議宣告

○議長（鹿島 功君） おはようございます。いよいよ本日が定例議会最終日となりました。ただいまから本会議を始めたいと思います。出席議員は21名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧ください。

日程第2～日程第4 1

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議案第9号 大山町に収入役を置かない条例の制定についてから日程第4 1、議案第4 8号 平成1 8年度大山町索道事業会計予算まで、計4 0議案を一括議題にします。4 0議案について審査結果の報告を求めます。

平成1 8年度予算等審査特別委員長、荒松廣志君。

○新年度予算等審査特別委員長（荒松 広志君） おはようございます。平成1 8年度予算等審査特別委員会の審査報告をいたします。議長に提出しました報告書を配布していただいておりますので、ごらんください。

平成1 8年3月1 4日平成1 8年第3回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成1 8年度予算等審査特別委員会に付託された条例、予算等の議案について審査したので、会議規則第7 7条の規定により下記のとおり報告します。

平成1 8年度予算等審査特別委員会に付託されました案件は、1番、事件名としていますが、議案第9号、大山町に収入役を置かない条例の制定についてから、議案第4 8号平成1 8年度大山町索道事業会計予算についてまで、計4 0議案であります。

2番目に事件の内容は、当初予算等の審査であります。3番目、審査経過でございますが、付託を受けた4 0議案について、審査の効率化を図るため、議案を常任委員会の所管ごとに分ける分科会方式により、平成1 8年3月1 4日、1 5日、1 6日、2 0日の4日間審査を行いました。各議案の疑問点について、各担当課長に質問し、詳細な説明を受けております。2 3日には全体審査を行い、各分科会の委員長からそれぞれの分科会の審査報告を受けたのち、全体の審査のまとめを行いました。

4番目、審査の結果でございますが、全議案について可とすべきものと決定いたしました。

5番目、少数意見の留保は、ありませんでした。以上で、平成1 8年度予算等審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長の報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第9号

○議長（鹿島 功君） これから議案第9号 大山町に収入役を置かない条例の制定につ

いての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（鹿島 功君） これから議案第10号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号

○議長（鹿島 功君） これから議案第11号 大山町風力発電事業基金条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号

○議長（鹿島 功君） これから議案第12号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号

○議長（鹿島 功君） これから議案第13号 大山町退休寺高橋辺地に係る総合整備計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（鹿島 功君） これから議案第14号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号

○議長（鹿島 功君） これから議案第15号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長の報告の通り決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号

○議長（鹿島 功君） これから議案第16号 大山町長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（鹿島 功君） これから議案第17号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号

○議長（鹿島 功君） これから議案第18号 農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長の報告の通り決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号

○議長（鹿島 功君） これから議案第19号 大山町人権交流センター条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号

○議長（鹿島 功君） これから議案第20号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（鹿島 功君） これから議案第21号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号

○議長（鹿島 功君） これから議案第22号 大山町公民館条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号

○議長（鹿島 功君） これから議案第23号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号

○議長（鹿島 功君） これから議案第24号 大山町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のと

おり可決されました。

議案第25号

○議長（鹿島 功君） これから議案第25号 損害賠償の額を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号

○議長（鹿島 功君） これから議案第26号 平成18年度大山町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号

○議長（鹿島 功君） これから議案第27号 平成18年度大山町土地取得特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 28 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 28 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第 28 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 28 号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 29 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 29 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 29 号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 30 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 30 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 30 号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 31 号

○議長（鹿島 功君） これから議案第 31 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会

計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号

○議長（鹿島 功君） これから議案第32号 平成18年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号

○議長（鹿島 功君） これから議案第33号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号

○議長（鹿島 功君） これから議案第34号 平成18年度大山町国民健康保険診療特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号

○議長（鹿島 功君） これから議案第35号 平成18年度大山町老人保健特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号

○議長（鹿島 功君） これから議案第36号 平成18年度大山町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号

○議長（鹿島 功君） これから議案第37号 平成18年度大山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は、委員長の報告の通り決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号

○議長（鹿島 功君） これから議案第38号 平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号

○議長（鹿島 功君） これから議案第39号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号

○議長（鹿島 功君） これから議案第40号 平成18年度大山町風力発電事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号

○議長（鹿島 功君） これから議案第41号 平成18年度大山町温泉事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号

○議長（鹿島 功君） これから議案第42号 平成18年度大山町宅地造成事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号

○議長（鹿島 功君） これから議案第43号 平成18年度大山町中山財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号

○議長（鹿島 功君） これから議案第44号 平成18年度大山町上中山財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号

○議長（鹿島 功君） これから議案第45号 平成18年度大山町下中山財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号

○議長（鹿島 功君） これから議案第46号 平成18年度大山町逢坂財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（鹿島 功君） これから議案第47号 平成18年度大山町水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号

○議長（鹿島 功君） これから議案第48号 平成18年度大山町索道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第42 議案第67号

○議長（鹿島 功君） 日程第42、議案第67号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、ただ今ご上程いただきました議案第67号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町赤松1391番地伊澤百子さんを大山町教育委員会委員に任命いたしました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

伊澤さんは、家業の傍ら西伯郡連合婦人会会長、財団法人鳥取県教育文化財団理事などを歴任され、平成17年5月12日からは、大山町教育委員としてご活躍をいただいております。来る5月11日をもって任期満了となりますが、人格、見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第67号を採決します。おはかりします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第67号は、これに同意することに決定しました。

日程第43 発議案第1号

○議長（鹿島 功君） 日程第43、発議案第1号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。提出者 荒松廣志君。

○議員（19番 荒松 廣志君） それでは、ただいま議題となりました発議案第1号 大山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

先ほど可決されました議案第16号は、本町の厳しい財政状況の改善に寄与するため、町長、助役、教育長、職員の給与の減額を定めるものであります。

議会といたしましても、歳出の縮減に努めるため、本案を提案するものであります。

改正の内容は、議員が本会議と委員会に出席したときの費用弁償を日当の半額とするものであります。

附則において、この条例の施行期日を平成18年4月1日といたしております。以上で発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから発議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決

されました。

日程第44 陳情第1号～日程第51 発議案第3号

○議長（鹿島 功君） 日程第44 陳情第1号「外国人の受け入れに関する意見書」の提出を求める陳情から、日程第51、発議案第3号 真の地方分権改革に関する意見書まで、計8件を一括議題とします。審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。総務常任委員長、沢田正己君。

○総務常任委員長（沢田 正己君） ただいま上程になりました陳情6件と発議案2件について、順次、審査結果の報告と提案理由の説明をいたします。

審査年月日は、平成18年3月16日、審査人数は7名です。

はじめに、陳情第1号は、外国人の受け入れに関する意見書の提出を求める陳情です。

内容は、非合法の就労を意図した外国人の入国について対応をより一層強化することや、悪質な雇用主に対して管理監督をより一層厳格に対応すること、外国人労働者とその家族の人権を保障する制度の整備を望むものです。願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に発議案第2号は、陳情者の願意を込め、意見書を提出するものです。朗読して提案にかえます。議長、局長に朗読おねがいします。

○議長（鹿島 功君） 局長、朗読してください。

○局長（小谷 正寿君） 外国人の受け入れに関する意見書、近年、わが国の産業分野の国際化に伴い、外国人を雇用しようとする企業が増大するとともに、経済格差によりわが国で働くことを希望する外国人も増加しています。また、一方では、少子化による労働力不足を見越して外国人を雇用しようとする企業も存在しています。こうした中でわが国に入国し、当初の目的以外の目的で滞在したり、当初の在留期間を超えて滞在する外国人が増え、その対応が大きな課題となりつつあります。

これら不法就労外国人に対しては、入管法違反に関する様々な罰則（不法入国罪・不法上陸罪・資格外活動罪・不法残留罪・不法就労助長罪等）が規定され、かつ、参議院法務委員会では国会の付帯決議もなされていますが、いまだ後を絶たないのが現状です。

しかし、最近の実情を見ますと、悪質な雇用主やブローカーが、住居を提供するなどして劣悪な労働条件や生活環境のもとに不法就労を行わせ、そこから暴利を得るなど、様々な問題を引き起こしています。

よって、国会・政府におかれては、悪質な日本人雇用主のもとに劣悪な環境の下で就労している外国人の人権を保障し、不法就労の一掃に向けて次の事項について早急に実施されるよう強く要望する。

1つ、非合法の就労を意図した外国人の入国に関しては、その対応をより一層強化すること。2つ、悪質な雇用主等に対して、管理・監督をより一層厳格に対応すること。3つ、

わが国に居住する外国人労働者とその家族の人権を保障するための制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。平成18年3月30日、鳥取県西伯郡大山町議会、宛先が、衆参両院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・外務大臣であります。以上であります。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

次に、陳情第3号は、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情です。

陳情の考えは、時代の流れに逆行するので不採択という意見も出ましたが、あまりにも急激な改革は弊害も出ているので、陳情の内容は共鳴できる部分もあるという意見が多く、趣旨採択とすべきものと決しました。

次に陳情第4号は、最低賃金制度の改正を求める陳情です。鳥取県の最低賃金は612円という生活を維持するのが困難な低さなので、全国一律の最低賃金制度を導入するなどして、労働者の賃上げと景気の回復につなげるという内容の陳情です。

陳情どおりに賃金を引き上げると雇用主は大変だという意見もありましたが、最低賃金では生活できない、上げてあげたいという意見が多く、趣旨採択すべきものと決定しました。

次に陳情第5号は、パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情です。主な意見は、パートさんは中々賃金が上がらないというものや、パートタイム労働者の待遇改善なら分かるが、正規労働者と均等の待遇にしろというのは無理があるというもので、趣旨採択と不採択が同数に分かれましたが、委員長が不採択とすべきものと決しました。

次に陳情第6号は、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情です。

耐震強度偽装事件は、規制緩和や民間解放が招いたものだという部分はどうかと思うが、納得できる部分もあり不採択にはできないという意見が出され、全会一致で趣旨採択とすることに決しました。

次に陳情第9号は、「市場化テスト法案」に関する意見書採択についての陳情であります。

内容は、公務・公共サービスを守り、充実するため、市場化テストを制度化しないことや、対象を自治体業務に広げないこと求めるものです。

主な意見は、国もスリム化しようとしているのは、国民も了解しているが、陳情の内容も理解はできるということで、全会一致で趣旨採択とすべきものと決しました。

次に発議案第3号は、真の地方分権改革に関する意見書を国に提出しようとするものです。朗読して提案にかえさせます。議長、局長に朗読をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 局長、朗読してください。

○局長（小谷 正寿君） 真の地方分権改革に関する意見書、わが国は明治以来の中央集権体制から、地方分権型社会を目指す地方分権改革の只中にある。小泉政権の下に国から地方への分権、官から民への構造改革が強力に推し進められて来ているところである。

この流れの中であって、地方自治体は、政府の方針に則り、市町村合併をはじめ、一層の行財政改革に取り組んできたところである。

しかし、分権改革の一環としての三位一体改革のもとで、地方交付税の大幅削減、また、国庫補助負担金の縮減を先行させ、地方への税源移譲対策は後回しとなっているところである。昨年11月、政府与党合意により3兆円の税源移譲が決定されたものの、地方経済は疲弊しつつある中、都市との経済格差は広がるばかりで、町村における税収の増加は見込めない状況にあり、今後の予算編成に大きな不安が残るところである。

本町にあっては、議会議員の一層の定数削減や議会費の縮減、そして首長や職員の給与カット及び合理化による職員定数減等により行政コストの一層の抑制を図っているところである。

また、やむなく住民サービスの縮減も行わなければならない状況下にある。

このような血のにじむ努力を続けている中であって、地域の独自性を発揮する行政が極めて難しく、このままでは町村自治の崩壊につながっていきかねないところまで追い詰められている。

今後の地方分権改革の推進にあたっては、国の財政再建を優先することなく、国庫補助負担金の廃止等大胆に実行し国の関与を無くするとともに、現下の町村財政事情を考慮し、地方税財源の充実強化を図っていくべきである。

よって、政府・国会は、我々町村の主張に耳を傾け、地方分権に相応しい改革を推進するとともに、町村財政基盤確立のため、下記事項の実現を強く要望する。

記、1つ、人口が少なく財源に乏しい町村の実情と国土保全等公益的な役割を果している町村の重要性に鑑み、地方交付税の持つ財源保障機能と財源調整機能の堅持・強化を図ること。2つ、地方自治体が自主的・自立的な施策を展開できる地方分権改革の推進を図ること。3つ、町村の財政基盤確立のための諸施策を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成18年 3月30日、鳥取県西伯郡大山町議会。宛先が、衆参両院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・経済財政政策担当大臣でございます。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 以上で、総務常任委員会の審査結果の報告と提案理由の説明を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第1号「外国人の受け入れに関する意見書」の提出を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第1号を採決します。この陳

情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、発議案第2号 外国人の受け入れに関する意見書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから発議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第3号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第4号 最低賃金制度の改正を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第5号、パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第5号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第5号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第6号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める意見書の提出についての陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第9号「市場化テスト法案」に関する意見書採択についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、発議案第3号、真の地方分権改革に関する意見書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから発議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第52 陳情第7号

○議長（鹿島 功君） 日程第52、陳情第7号、障害者が必要な福祉サービスを受けるための条件整備についての陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 野口俊明君。

○教育民生常任委員長（野口 俊明君） 報告いたします。ただいま議題になりました陳情第7号 障害者が必要な福祉サービスを受けるための条件整備についての陳情について

教育民生常任委員会に付託され審査いたしましたので、審査の結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成18年3月16日、福祉保健課長から、陳情の内容について説明を受け、7人の委員全員で審査いたしました。

本陳情は、先に国会で制定された障害者自立支援法の制定により、現行制度におけるサービスは再編され、平成18年10月より新しい障害福祉サービスに移項されます。この法律による改革のねらいは、1 障害者の福祉サービスを一元化、2 障害者がもっと働ける社会に、3 地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和、4 公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化、5 増大する福祉サービス等の費用をみんなで負担し、支え合う仕組みの強化、その中で、1 利用したサービスの量や所得に応じた負担、2 国の財政責任の明確化、いわゆる義務負担であります。というような改正になるわけですが、本議会に対する陳情事項10項目、そして国に対して要望してもらいたい項目6項目となっております。

陳情趣旨は、障害者が必要とするサービスが継続的に安心して利用できる仕組みや、負担軽減等の措置を国と町に対して要望し、国及び町に対しては各種負担の増大を求める内容であります。

慎重審議の結果、陳情の趣旨は理解できるものの、国会で議論され、法整備がなされたばかりであることから、趣旨採択するものと全会一致で決定いたしました。以上で陳情7号の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番。

○議員（7番 川島 正寿君） お尋ねします。法改正により、障害者、家族関係者等のこれにより低下するというので、強い不安と危機感を受けて必要な福祉サービスを受けられるような願いのものだ解釈しておりますが、この一番は阻止制度が、支援制度に変わったということが一番不安になるものと思っておりますが、そういった観点から考えて、私は国に対して要望していただきたいなと思います。それは、町村の財政圧迫が起こらないように国に対して義務的経費等の予算措置を講じるように要望されたいと、これが全てのことにつながるのではなかろうかとうふうに思いますが、委員長お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育民生常任委員長、野口俊明君。

○教育民生常任委員長（野口 俊明君） お答えします。今のご質問でございますが、国に対してということでございますが、本陳情書につきましては、新大山町、そして国と両方に対して財政負担を求めるもの、そして改革を求めるでございます。先ほど、報告いたしましたように、本議案は、今年4月1日より施行され現在も受け付け、始まっておるわけですが、10月1日から施行されます。そして事件によっては、平成24年4月1日より施行されるものあるわけでございます。以上のような状態と本日ここに発議案第3号で我々全会一致で意見書を国に提出したわけでございますが、こういう観点からいいましてもなかなか各町村、国も財政につきまして、簡単にいろんなことができるとは思

ません。そしてまた、この、まあこのくらいでやめておきますが、こういう観点からですね、なかなか国、市町村につきましても支出の増大というものにつきましてもは大変ということで趣旨採択ということにいたしました。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第53 平成17年陳情第17号から日程第56 発議案第4号まで

○議長（鹿島 功君） 日程第53、平成17年陳情第17号 町道認定と拡幅改良整備についての陳情から、日程第56、 発議案第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書まで、計4件を議題とします。委員長の審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。経済建設常任委員長。小原力三君。

○経済建設常任委員長（小原 力三君） ただいま議題となりました陳情3件と発議案1件について、経済建設常任委員会の審査結果の報告と提案理由の説明を行います。

審査年月日は、平成18年3月16日、審査人員は全員の7名でございます。

まず平成17年度陳情第17号 町道認定と拡幅改良整備についての陳情は、昨年9月定例会から継続して審査してきたものであります。

主な意見としては、地元からの要望は理解できるが、山陰高速道路が、平成19年度に名和まで開通した時点の国道9号線の交通量等を確認してから判断する必要があるとの意見が出され、現時点においては不採択とすべきものと決しました。

次に陳情第2号は、名和統合小学校建設工事発注についての陳情であります。

陳情内容は、名和統合小学校の工事にあたっては、鳥取県建設業協会の会員は施工実績もあり、充分施工可能であるので、受注の機会を与えて欲しいという内容であります。願意妥当とし、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第10号は、平成18年度公共工事量の確保についての陳情で、鳥取県建設業協会から毎年、出されておる陳情でございます。

陳情内容は3点あり、2番目の工事発注の平準化と早期発注は良いが、1番目の18年度公共工事量の確保は、現在の財政状況ではなかなか難しい。また、3番目の低価格入札についての適切な対応についても、どうかということで、趣旨採択とすべきものと決しました。

次に、発議案第4号は、道路特定財源制度の堅持に関する意見についてであります。皆さんご承知のように、現在、国においては道路特定財源の一般財源化や他の用途への転用等について検討がなされたところであります。

しかし、こうした議論は受益者負担に基づく道路特定財源の趣旨に反するとともに、地方道路整備は更なる遅れにつながるのではないかと憂慮されるところであります。

特に、山陰高速道路は、町内の名和・中山間が事業決定がなされておらず、予算がつかない状況でありましたが、今日の新聞を見ますと、中山、名和、8.6キロのうち、名和側の約4キロのみが、新年度に事業化される見通しであることが、29日、昨日でございますけれど、分かったと出ておりました。しかし、下市赤碕中山インターチェンジ4.6キロは事業化を見送られたそうであります。このような状況の中で、特定財源の一般財源化は絶対に許すことのできないものであります。国に対して意見書を提出するものであります。

それでは、道路特定財源制度の堅持を求める意見書でございます。朗読させていただきます。

道路は、国民生活や社会経済活動を支える上で最も重要な社会資本である。

現在、本県においては、鳥取自動車道（中国横断自動車道路 姫路鳥取線）や山陰自動車道の整備が進められているが、県庁所在地に高速道路のない唯一の県としては、一日も早い全線の開通が望まれるところである。また、日常生活の基盤としての一般道路の整備も立ち遅れている状況下であり、道路網の整備は本県にとって最重要の課題である。

しかるに、昨今、国においては、道路特定財源の一般財源化や他の用途への転用などについて検討されているところである。道路特定財源については、受益者負担を原則として自動車利用者が道路整備費を負担する制度として創設され、その後、計画的な道路整備のため長期間にわたって高率の暫定税率が課されており、これを一般財源化することはその目的を逸脱するものである。また、高率の暫定税率を課したままでの一般財源化には、納税者の理解は得られない。

日常生活の基盤としての町村道をはじめとする一般道路の整備、また、地域の産業振興や都市と農村等地方との広域的な交流を促進する高速道路や地域高規格道路の整備等については未だ不十分であり、道路整備費の減少につながる制度の検討は、到底容認できないものである。

よって、国におかれては、道路特定財源については、受益者負担の考えに基づき、使途拡大など他の目的に転用することなく全額道路整備に充当し、地方の道路整備を強力に推

進することを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成18年3月30日、鳥取県西伯郡大山町議会、提出先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣宛でございます。以上、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（鹿島 功君） これから平成17年陳情第17号、町道認定と拡幅改良整備についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。6番。

○議員（6番 森田 増範君） 委員長に質問いたします。この陳情につきましては、保田の集落の方から、現在農道でありますところの道路について町道の認定と拡幅という陳情でありました。特にここの依頼が出ております陳情の道路までの道路状況ということですが、JAのライスセンターを通過して、9号線に進む道路が現在町道ということになっております。その延長戦上に100メートルあるかないかと思っておりますが、9号線にいたる区間が農道ということの中で、農協のライスセンターを中心とした町道を通勤とか、通常車がかなり通って9号線のほうに出るとということの中で非常に農道にかかわられるところの状況が、危険状況にあるということの中で陳情が出ておりますし、ここを農道ということで町道を通った方から、農道の方に入っていただかないというようなことの取り組みも出来かねるとか、例えばそうした場合にも保田の集落の方に今度は町道を通って集落の中に、車が入って9号線に到達するというので、短い区間の中で、是非とも町道に認定をしていただき、道路改良という依頼の内容でありました。危険箇所でもあると私は認識しておりますが、先ほどの委員長のお答えの中で地元の理解はできるけれど、山陰高速道が平成19年に開通すると、その後の9号線の交通量を確認してから判断をとるという留保するというような捕らえ方であったと私は今理解をいたしました。気持ちとしては、であるならば趣旨採択であってもよろしいのではないかとはいえず、あいに思うところがございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 経済建設常任委員長、小原力三君。

○経済建設常任委員長（小原 力三君） 森田議員の質問にお答えいたします。誠にごもっともなご質問ではございますけれども、よく森田議員もご承知のとおりだと重々でございます。県道と国道との間の路線でございます。朝間は、本当に通勤でカーレースのような状況でございます。その中において、ここにもございますけれども、大山町の子どものバス路線ということも加味しまして、安全ということ、そしてやはり道路というものは快適でなきゃならない、へびが玉子を飲んだような道路がたくさんまだ大山町にございます。そんなようなところを一つずつこの18年度に捉えて、緊急を要するものから順次整備をしていくというのがいいじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そしてまた、淀江尾高の道路でございますけれども、あさってですか、あさってから無料となるので、その道路の交通量の動向をみながら、これをもういっぺん検討させていただく余地があるじゃないかなと。それでまあ、今趣旨採択でも好いじゃないかと言われまし

たけれど、やはりこういうものはきちんと整備するなら整備する、しないならしないというのが、いいじゃないかと思っております。その中には、安全と快適でなければならぬ、というのでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから平成17年陳情第17号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。平成17年陳情第17号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。

したがって、平成17年陳情第17号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は20分にしたいと思います。

午前11時13分休憩

午前11時20分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。これから陳情第2号、名和統合小学校建設工事発注についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第10号 平成18年度公共工事量の確保についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 近藤 大介君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。経済建設委員長の報

告では、趣旨採択ということでございまして、3項目あがっております要望のうち、まず公共工事業の確保については、町の財政事情も大変厳しい中、公共工事量の確保について、要望するということは困難であるというご説明だったと思います。皆さんご承知のように、国、地方合わせて今900兆円前後でしょうか、大変大きな借金が、あるわけですが、一方で、それを超える国民の金融資産もあるわけございまして、こうした国民の1,000兆円を超えると確か、言われておったと思いますが、この金融資産が、消費であるとか、あるいは投資に現在十分にまわっていないことが、今日の景気低迷デフレの原因であるというふうに言っておる経済学者もあるわけございまして。景気が緩やかに回復しつつあるとはいえ、民間の需要がまだまだ十分に無い中、公的な需要官需を一定程度確保していくということは、国の景気対策ばかりでなく、地方での景気対策、経済施策としても必要なことのように感じております。建設業につきましては、年々公共事業が減る中、異業種参入により、それぞれの企業の生き残りが、県なりの協力もあり、進められているところではありますが、公共事業は今大変激減しておりまして、そうした異業種参入だけでも十分にそこで働く雇用を賄いきれるとは言いがたい状況にあると思っております。そういった中で、建設業の雇用不安が起らないように、一定程度の公共事業を確保していくということは、必要なことではないかと思っておりますけれど、経済建設常任委員会でそういったような議論は十分になされたのかということが一点と、三つ目の低価格入札に対して適切な対応ということでございまして、これにつきましても聞き及んだところによりますと、大変建設業界、厳しい中、経営に苦しい企業等につきましては、金融機関から融資を受けるためにどうしても実績として採算を度外視してでも工事をとらないと、事業を受けないと金融機関から融資を受けられないということで、そういった採算を度外視した価格で入札される企業もあるというふうに聞き及んでおります。そういったところで本当に適切な事業が実施されるのか、納税者としては不安も覚えるわけでして、低価格入札に対しての適切な対応、これもやはり必要なことではないかと思っておりますけれど、常任委員会での議論についてももう少し詳しくご説明お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 経済建設常任委員長、小原力三君。

○経済建設常任委員長（小原 力三君） 近藤大介議員の質問にお答えいたします。今、国、県の公共事業が激減しているというのが、ご承知のとおりだと思いますけれど、やはり今おっしゃいますのは、民間の金まで出してくれと、タンス預金まで何十兆円も出してやれと、これはやはり行政は、国、県の指導のもと、よそのタンスまで開けられませんが、これは到底人の金まであてにして公共事業を推進するような、今国の財政状況ではないというふうに私は思っております。そしてまた雇用負担だと、それは当然のことだと思いますけど、やはりこれも雇用は当然守っていかなくやならないと思うところございまして。近藤議員がおっしゃるのは十分よく分かりますけれど、何といたっても国や県が金くれなくやできないんですから、どうしようもないです、これは。そういうことから考えて、

一項目ですよ、一項目目はそういうふうと考えております。

それから三番目ですか、競争原理です。これは競争原理の立場にたつて、安い悪いじゃ駄目なんで、やはり採算度外視してまで企業が今とっているんだというようなことでは、ちょっと駄目かなと、私もそうは思います。まあ、もう何と言いますか、何としましてもこりゃ、難しい問題でございます。やはりこの山陰地方は、建設業協会の方が多いいございまして企業としては、本当に難しい問題でございます。その旨を汲み取って趣旨ということでございますので、一つよろしくお願ひいたします。以上でございます。まだ言葉が足らんのは分かっているおりますけれど、ご理解のほどお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次、発議案第4号、道路特定財源制度の堅持に関する意見書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから発議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第57 閉会中の継続審査について

○議長（鹿島 功君） 日程第57、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、陳情第8号 日本郵政公社の集配局廃止計画の中止を求める意見

書の提出についての陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書の通り、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第58 閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第58、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所管の調査事項について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成18年第3回大山町議会定例会を閉会いたします。

○局長（小谷 正寿君） 一同起立、礼。

午前11時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員